

平成30年度第2回長野県福祉サービス第三者評価推進委員会（議事録）

日 時 平成31年3月22日（金）

午後1時30分～4時

場 所 長野県庁3階特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 長野県福祉サービス第三者評価（救護施設版）について

○中島委員 これより私が議事を進行させていただきます。スムーズな進行ができますよう、皆様のご協力をお願いします。

まず会議事項（1）の「長野県福祉サービス第三者評価基準（救護施設版）について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料1、資料1-2、資料1-3、資料1-4の、資料1-5の説明、資料1-6の説明

○中島委員長 ただいまの説明について、何かご意見はございますか。今の説明で十分にご理解いただくのはなかなか難しいですね。

○事務局 現在、長野県は独自の救護施設の評価基準があります。平成17年12月の制度開始時から続いている評価基準ですが、平成22年に国の共通評価基準の改定に併せて一度改定しています。

その後、平成26年に国の共通評価基準が改定されていますが、そのときの改定は反映されていません。評価基準は、共通評価基準と内容評価基準で構成されており、子ども、高齢者及び障がい者については、平成28、29年度に福祉サービスの種別に応じた共通評価基準と内容評価基準のガイドラインが国から示されました。県では、これを受けて、委員会の皆様にご審議いただき、国のガイドラインに沿って県の評価基準を改定してきました。

救護施設については、平成30年9月に初めて国から共通評価基準と内容評価基準のガイドラインが示されたため、今般、国のガイドラインに沿った内容で県の評価基準を定めるよう、案を作成いたしました。この案は、現在運用している障がい者等の他のサービスの評価基準の内容と、均衡のとれたものになっております。

○中島委員長 そういうことでありますが、その辺の経過はご理解いただけますでしょうか。

救護施設の実情は、障がいがあって、入所している方々が高齢になって、高齢者施設に近い状況にあると思います。いまの社会福祉士のカリキュラムが改正される前に柏崎市の救護施設に行ってきました。また、10数年前に私が弘前学院に勤めていたときにも救護施設に行ったのですが、入所されている方は、障がいを持った方々が中心でした。多分全国でも問題になったと思うのですが、それから、20年近くたって、入所されている方々はみんな高齢化して、柏崎市の施設では高齢に対応する必要がでてきました。具体的には施設設備です。以前は障がいがある方が一人でご飯を食べに来られたのが、もう歩けなくなって車いすになってしまった。そのため、その施設では、以前は1回で食事が済んだのが、車いすだとスペースを取るのので2回に分けないとできなくなってしまった。また、車いすなので段差をどう解消しようかなど、だんだん高齢者施設に近づいていっているのが実態なんじゃないかと思います。

そんな状況の中で、全社協で評価基準を策定されたと思うのですが、幾つかの項目が、例えば利用者アンケートの内容は、うまくいくのか心配な部分があります。

○事務局 長野県が独自で取り入れている利用者調査については、調査の方法を入所者等の状況に合わせてアンケート調査と聞き取り調査のどちらかを選択して行っていただくというルールに変えたいと考えています。質問項目についても、障がい者の内容をベースにして、高齢者の質問項目も取り入れて案を作成しています。

共通評価基準につきましては、参考資料1の4ページで、2として救護施設版評価基準ガイドラインの策定の考え方等というのがございます。この中の2の(1)基本的な考え方の最初の○ですが、「評価基準ガイドラインの策定にあたっては、救護施設の利用者及び支援の状況等の特性を踏まえて評価できる基準とする」となっていますので、救護施設の特徴とか実情を踏まえた内容になっていると考えています。

○中島委員長 救護施設の利用者及び支援の状況の特性に近い内容になっているということですね。気になる点としては、救護施設は生活保護法による施設なので、質問内容に「家族への連絡」がありますけれども、利用者の高齢化等もあって連絡する家族がいない人も多いのではないかと、そのような幾つかの特性があると思います。それは今度、評価する事業者が、そのようなことも踏まえて実施していただくということになるのですね。

○事務局 利用者調査票につきましては参考様式としてお示ししていますので、質問項目を変えなければ、評価機関と受審事業所で事前に協議していただいて、利用者の状況等を踏まえて内容や表現を変えていただいても差し支えないと考えております。聞き取りにするかアンケートにするかとか、利用者ごとに聞いてはいけない質問項目がないかなどについても、評価機関と受審事業者でよく打ち合わせをしていただいて、トラブルがないように、そして効果が上がるような調査をしていただきたいと考えています。

○中島委員長 わかりました。皆さんいかがでしょうか、岡田委員さん。

○岡田副委員長 利用者調査の資料1-6のサンプルを見せてもらったのですが、ちょっと気になったことが、50ページのアンダーラインの「評価機関の調査員が訪問しますので、渡してください。」という部分です。ご自身が書くことを基本につくったフォーマットになっています。

私もほぼ毎年、都内の複数の救護施設の評価をしてきていますが、実態は中島委員長がおっしゃったとおり、高齢化がどんどん進んでいる状況で、聞き取りじゃないと難しい方のほうが多いのが現状だと思います。

また、この救護施設の基準を策定してくれというのは、全国の救護施設協議会の念願でもありまして、救護施設の現状を言うと、循環型の施設にしていけないのではないかと考えているのですが、どんどん高齢者施設と同じような終の棲家的な施設になってきている。地域移行については、職員の皆さんがかなり地域移行に向かっていくような機運がないと循環していかないだろうと。一方で、生活保護で入所が必要な方も潜在的にはいらっしゃるというのが現状だと思います。今後、循環型の施設として進めていくことは救護施設全体の動きでもあって、第三者評価を受審することでそういったところを確認していきたいというような思いで、受審する施設も多くなってくると思います。

この利用者調査でアンケート調査を基本にしていくのはちょっと難しいかなというところと、もう一つは項目の数ですね。アンケートができるとしても、質問項目数が29項目もあり、多分一番多いですよ。今までの保育とか高齢と比べても多いので、書ける方としてもこの項目数で、適正なアンケートになるかどうか気になりますので、減らすことができるのであれば、精査していただいたほうが良いと思います。項目を減らすとちょっと抽象的になるので、調査者の力量が問われるということもあるかもしれませんが、方向性としてはもう少し少なくても良いのではないかなと思います。

ます。

○中島委員長 質問項目数について、事務局はどう考えているのでしょうか。

○事務局 質問の項目数が多いという議論は事務局の中でもありました。

救護施設の利用者の特性として、障がい者や高齢者など多様化してきていますので、それぞれに聞きたい項目を取り入れた結果、項目数が多くなってしまいました。

○岡田副委員長 横並びで比較できないのでわからないのですが、保育も障がいも高齢も、そして今回の救護も横断的に聞いている質問項目と、今回、救護だけで増えている質問項目はこれですということはどうなのですか。

内容評価基準のほうが多岐にわたって質問項目が多くなっているのか、救護施設の特徴として、当然、聞くべき質問項目であれば入れていいとは思いますが。

○事務局 資料45ページが評価基準と質問項目の関連を整理した資料になっており、共通評価基準と内容調査基準に分かれております。共通評価基準の質問項目は他のサービス種別とほぼ同じです。内容評価基準の部分が他のサービス種別と比べて厚くなっております。

例えば、資料47ページのA-3の(2)-①「入所者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている」これについては、他のサービス種別にはない質問項目になっておりまして、それと、その上のA-3の(2)-①については、障がいにはあるのですが高齢者にはない質問項目になっています。

どうしても高齢者の部分と障がいの部分をミックスして質問項目を設定していますので、このような形になってしまっています。

○中島委員長 その分、質問項目が少し増えるということですか。なかなか、難しいですね。

○事務局 利用者のバリエーションが多いため、それに対応するために高齢者で聞いていることも聞くし、障がい者で聞いていることも聞いてしまっていますので、結果として、ちょっと項目が増えてしまっているということです。

そのため、アンケートに答える方によっては、この質問は私には当てはまらないという項目も出てきてしまうと思うんです。そのようなことも踏まえて、岡田副委員長がおっしゃったように、聞き取り調査を組み合わせ、適切に対応していただく必要があると思います。

○中島委員長 実態がそういうことなので、どうしても増えてしまうという理解になりますね。

○櫻井委員 私共は多機能施設があるのですが、今、おっしゃったように多様な状態像の方がいらっしやいます。

質問によっては、なかなか答えられないとか答えにくいとか、そういう項目もあります。回答欄の選択肢1、2、3、4だけではない、実際に皆さんがおっしゃった言葉を大事にさせていただいて、ありのままの言葉をきちんと聞くということを、一番大事にさせていただきたいと思っています。

○事務局 利用者調査の方法については、今回の資料はアンケート形式の様式をご提示していますが、実際はアンケートか聞き取り、そのどちらかで状況に応じて調査機関と事業所で協議して決めてくださいということになっています。

櫻井委員さんのおっしゃることはとても大事なことだと思います。なかなか書きづらい部分もあるだろうし、細かく拾ってあげなければいけないこともあると思いますので、もうちょっと配慮できるような感じで、冒頭の注書きの文言を整理したいと思います。

○中島委員長 よろしくお願ひします。

○西村委員 同じ利用者調査票についてですが、私共は主に障がいのある方の支援をさせてもらっていますが、視覚障がいの方に対して何か配慮しているということはあるのでしょうか。

○事務局 利用者調査票の様式について、全て資料のとおりとしなくてはいけないものではありません。例えば文字の大きさとか、ルビの大きさとか、全てひらがなに変えるとか、対象者の方の状況

などに合せて適宜変えていただきたいと思います。そのような方法で、障がいのある方等への配慮をしていただきたいと思います。

○岡田副委員長 利用者調査票について、多くの質問項目で該当しない方もいらっしゃるということもあって、選択肢の4番に「わからない」「非該当」というのがあります。

例えば資料53ページの質問項目28番などは、家族の関係が薄い方もいらっしゃる中で、「あなたが望んだら、外出や外泊等で家族と触れ合うことができますか」という質問をして、選択肢の4番を回答した場合、「望んだら」と書いてあるので望んだことがないから「わからない」という4番なのか、それとも、今は親族の方がいらっしゃるから「非該当」ということで4番なのかというのか、どちらかがわかりません。そういう形での集計でいいのか。

施設職員のことを聞いている質問であれば、職員にかかわらない人はいらっしゃるから、選択肢の4番を回答した場合は「非該当」ではなくて「わからない」ということは判断できます。

ここが非常に悩ましくて、実は私、「わからない」の場合は回答せずにとぼして、「非該当」の場合は選択肢4番で回答してくださいとやっています。こうしないと結局、該当している方が何名いらっしゃって、その方の中でわからない方は何名という、結果が読み取れないところがあります。質問項目28番の回答が4番だったとき、評価機関とか評価調査者の判断が迷うことになると思いますので、もう少し工夫が必要だと思います。

○中島委員長 その点は私も、家族がいない人はどう回答するのかという懸念があったのですが。

○事務局 他のサービス種別の利用者調査票の選択肢も同様になっています。評価結果の公表のときに利用者調査も公表していますが、その際、質問項目について「わからない」「非該当」ではなくて空欄だったとか、空欄が何名いたとかというようなコメントを記載している評価機関もあります。

○中島委員長 今の事務局の説明は、その部分は評価機関に任せてしまうということですか。

○事務局 はい、そこまで細かく設問の設定ができないものですから。

○櫻井委員 私たちの経営する特別養護老人ホームでも、入所者の3人に1人は一人暮らしで家族が近くにいないという状態で、そういう方が非常に増えてきています。この質問そのものが、本当に何かの評価に値するのか疑問があります。近年時代背景が変化してきているということを考慮した上で、質問を考えていただきたいと思います。

○事務局 今回、この質問項目28番については、資料47ページの国のガイドラインと同じ内容の評価基準のA-3-(3)の①「入所者の家族等との連携と支援を適切に行っている」という評価項目に対応しています。

櫻井委員さんのおっしゃることはもっともだと思いますので、「わからない」の場合は回答しないで、「非該当」の場合は選択肢4番に丸をしてもらおうとか、設問によっては選択肢4番の選び方について説明を追加させてもらおうとか、工夫をさせていただければと思います。

○中島委員長 その点は、是非そうしてもらった方が良いと思います。

○事務局 救護施設は生活保護施設ですので、ご家族との関係というのはちょっとデリケートな問題を含むケースも多いと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○岡田副委員長 実は私たちが聞き取りをするときに、家族の話をされると非常に不安定になる利用者がいらっしゃることもあって、親族の話をすること自体が、調査をしたことによって心を傷つけてしまう可能性があるということがあります。東京都の場合は、聞き取り調査が前提なので、そのときは予め相談させていただいて、この方はちょっと家族の話をされると非常に心が揺れ動いてしまうとか、不安になってしまうというような場合は、家族に関する質問項目は飛ばしています。そのような方がいらっしゃるかについては、最初に打ち合わせをさせてもらうぐらい慎重に対応してもらっています。家族に関する質問は、聞き方にかなり配慮が必要な項目ですので、どういう配慮をすればいいのかということ、是非検討していただければと思います。

○中島委員長 「非該当」の場合の聞き方などについて、県が決めるのか、それとも評価機関が事前に打ち合わせを行うなど任せるのか、ちょっと工夫をしてもらえれば良いかと思います。

○事務局 検討させていただきます。

○中島委員長 その他、いかがでしょうか。まだご質問をいただいている委員さん、どちらからでもかまいません。

○小宮山委員 内容評価項目の資料36ページなのですが、1の(1)の②の13番に「利用者が死亡した際の手続きを確認し、適切に実施しているという。」項目があって、それがとても気になります。他の、例えば入所施設の評価基準を見たのですが、直接的な書き方をしているのは、今回の救護施設版だけです。

循環型の施設というのが救護施設の最近の何か流れのようなのですが、全国の救護施設のホームページとかを見ると「通過施設」という言い方をされていて、そうするとこの内容評価項目は適当なのかと感じます。

私共が運営する障がい者の入所施設も、昔は終身お預かりするということだったのが、今は通過施設になってきています。そのような状況なのに、死亡した際の手続きについてが評価項目にあるというのは、施設の在り様と評価項目がかみ合わないのではないかという気がします。

施設の目指しているところが通過施設であったり循環型ということなのに、利用者はそこで高齢化して、実態として高齢者がいるのはわかるにしても、死亡するまで面倒を見る。そのことについて職員もちゃんとみんな理解してやっているかということの評価することが、施設の掲げている目標と実態が乖離しているような印象を受けました。

障がい者の評価基準に、この評価項目は入っているのですか。

○事務局 入っていません。

○小宮山委員 入っていないですよ。なぜ救護施設だけ、こんなに直接的なのかと思って、それをお聞きしたいと思うのですが。

○事務局 小宮山委員のおっしゃることはとても良くわかります。ただ、実際には、高齢者の施設などでは、「看取り」というのが一つの欠かせない、避けて通れない部分であるのが実態です。高齢者施設の入所者がご自宅へ戻られて最期を迎えられるというのが望ましいことではありますが、様々な事情により施設で「看取り」をしなくてはならないケースは増えてきていると思います。

救護施設でも、同じように「看取り」をしなければならないことが増えてくると予想されます。それが望ましいとは思ってなくても、その場合にどう対処しなければいけないのか職員がちゃんとわかっていないと、支障が出てきてしまうものと考えます。

そのような背景を踏まえて、国のガイドラインにこの評価項目が設定しており、県の基準にも必要な評価項目であると考えます。

なお、前回ご検討いただきました高齢者版の評価基準では、実際にお亡くなりになったときの手続に限らず、ターミナルケア、つまり終末期を迎えられたときのケアの手順とか対応について、きちんと確立できているかという項目が、ひとつの大きな評価項目として設定されています。

○小宮山委員 良く分かっていますが、私共の障がい者施設の評価基準にあっても悪くないですね。当然、私共だって看取りたくない施設の方針として出している、当然のこととして看取りをしています。

○事務局 障がい者の施設は契約という形になっていますが、救護施設の場合は行政の福祉部署からの委託という位置付けになります。なおかつ、先ほども話があったように、家族との関わりが途絶えた利用者が多いですから、亡くなられた時に施設が対応しなければならないことが多くなることを考えて、この評価項目が入ってきていると考えます。

○中島委員長 手塚委員さん、もし何かありましたら。

- 手塚委員 全体的に見て、現在運用中の評価項目の判断基準から新しい判断基準に変わること、今までは着眼点を実施しているか、していないかを見ていたのですが、新しい判断基準の文言は、本当に受審する事業所を中心とした評価項目の判断基準となっているので、受審する事業所がその判断基準によって、評価項目ごとにきちんと利用者のサービス向上につながっていくように感じ、よくなっていると感じました。
- 中島委員長 救護施設における地域移行は、どのような状況なのでしょう。障がい者の施設では一生懸命やっているわけですが、数年前に救護施設に行った時は、その話題は聞かなかったですし、どの程度それぞれの施設が認識しているのかについて、分かればお願いします。
- 事務局 実際に何人位の方が地域移行しているかという数字までは、申し訳ありませんが把握していませんが、救護施設の事業の中に、地域移行に向けて訓練を行う事業があります。具体的には、アパートを借りて、そこに暮らしながら就労に向けた訓練等をするという事業に取り組んでいる救護施設があります。
- 中島委員長 そのほかいかがでしょうか。他に質問等がないようでしたら、会議事項（1）については、事務局案のとおり評価基準を策定することとしてよろしいでしょうか。
先ほど意見が出ました点については、事務局で早く精査して対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。特に問題はありますか。
(異議なし)
- 中島委員長 それでは、事務局案のとおり救護施設版の評価基準を策定することとし、次の会議事項へ移らせていただきます。

(2) 長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領の一部改正について

- 中島委員長 次に会議事項（2）の「長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領の一部改正について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。
- 事務局 資料2の説明
- 中島委員長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますでしょうか。
ご意見、ご質問がないようですので、会議事項（2）については、事務局案のとおり評価結果取扱要領を一部改正することとしてよろしいでしょうか。
(異議なし)
- 中島委員長 それでは、事務局案のとおり評価事業結果取扱要領の一部を改正することとし、次の会議事項に移らせていただきます。

(3) 「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第15号に規定する評価手法、評価項目等について」の一部改正について

- 中島委員長 次に会議事項（3）の「「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第15号に規定する評価手法、評価項目等について」の一部改正について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。
- 事務局 資料3の説明
- 中島委員長 別表2の「基本となる調査実施方式」欄に括弧がありますが、どういう意味でしょうか。
- 事務局 括弧のない方が主に想定される調査実施方式で、括弧のほうの方式でも差し支えないという意味です。救護施設については、アンケート方式が主に想定される方式で、状況によっては聞き

取り方式でも良いということになります。

○中島委員長 これはいつ施行になるんですか。

○事務局 今日色々ご意見をいただきましたので、なるべく早く施行したいと考えています。

○中島委員長 年度内はもう無理ですね。なるべく早くお願いします。

○事務局 承知しました。平成29年3月に障がい者施設の基準を改定した際、施行が翌月末というの
がありましたので、少なくともそれまでにはと考えております。

○中島委員長 他にご意見等がないようですので、事務局案のとおり「長野県福祉サービス第三者評
価機関認証実施要領第2条第15号に規定する評価手法、評価項目等について」の一部改正について
を了解することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中島委員長 会議開始から1時間半たちましたので、あの時計で14時5分まで休憩させていただきます。

(休憩)

(4) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針等の改正に伴う長野県としての対応について

○中島委員長 それでは議事を再開いたします。次に会議事項(4)の「福祉サービス第三者評価事
業に関する指針等の改正に伴う長野県としての対応について」を議題といたします。説明をお願い
いたします。

○事務局 資料4の説明

○中島委員長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんでしょうか、いかがでしょう。
ありませんでしょうか、よろしいですか。

ご意見がないようですので、会議事項(4)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針等の改
正に伴う長野県としての対応について」、これを認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中島委員長 それでは認めることといたします。次の会議事項へ移らせていただきます。

(5) 更新時研修新設等に伴う、長野県における福祉サービス第三者評価事業について(指針)等の一部改正について

○中島委員長 次に会議事項(5)の「更新時研修新設等に伴う、長野県における福祉サービス第三
者評価事業について(指針)等の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願い
します。

○事務局 資料5の説明

○中島委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。いかがでしょう。
更新時研修、受ける人はそんなにいないのですか。

○事務局 現在、当県には7つの評価機関がありますが、3機関程度は該当すると思います。ただ、
その3機関はほとんど評価をしていない機関なので、あまり影響はないものと思っております。

この更新時研修については、全国社協が2月に試行しておりまして、私も受講してきました。座
学の講義とグループワークが主なカリキュラムで、評価件数が少なく評価スキルがない機関の評
価調査員の方に必要な内容でした。

○中島委員長 ご質問はないでしょうか。ないようであれば、会議事項(5)の「更新時研修新設等
に伴う、長野県における福祉サービス第三者評価事業について(指針)等の一部改正について(指

針)等の一部改正について」は、事務局案のとおり改正することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中島委員長 認められましたので、このとおりをお願いします。

(6) 平成30年度長野県福祉サービス第三者評価調査者継続研修について

○中島委員長 続いて会議事項(6)長野県福祉サービス第三者評価調査者継続研修の結果についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○事務局 資料6の説明

○中島委員長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございますでしょうか。アンケートの結果をざっと読むと、経験年数では初めての人も結構いて、ばらつきがあるなという印象を受けるのですが。

○事務局 経験年数に応じたカリキュラムというのも有効かと思いますが、新しく改定された評価基準をしっかり研修して欲しいという要望をいただいていたので、平成30年度は高齢者版の評価基準を研修いたしました。

平成31年度については、先程ご説明した更新時研修が新たに行われるということがあり、また、本日ご審議いただいた救護施設の評価基準については、当県に救護施設は7施設しかないということを見ると、評価者全員がその評価業務を担当する状況にはないため、研修内容につきましては、今後の課題となります。

経験年数別や受審評価種別毎に分けた研修会を複数回実施する方法や全体研修の中でグループワークの組み分けで対応する方法等、様々な方法が考えられるので検討をしていきたいと思っております。

今までは、評価調査者のレベルを均一化することを目的に、経験年数の多い方と少ない方を同じグループに分け、また、様々な評価機関に所属する評価調査者を同じグループになるよう分けて研修を行ってきましたが、自由記述では評価調査者の経験やレベルによって、研修内容との不整合があるのご意見が見受けられます。

今後は、講師を依頼する先生とも相談をしながら、検討を行い、次回の委員会で改めてご検討をお願いさせていただきたいと思っております。

○中島委員長 経験年数なのか、評価件数なのか、初めての方は難しい、結構やっている方だと何かもうちょっともの足りないといった、そんな印象を受けたのですが、以前にも話題になっていたと思いますが、何かに特化した研修というのはなかなか難しいですか。

○事務局 仮に経験年数で分けても評価件数が少ない方もいるし、また、評価件数で分けても評価するサービス種別毎の件数が違うため、適切にグループ分けをするのが難しいと考えます。また、東京都のように評価調査者の人数が多く、専門分野ごとの研修を行っても一定の人数が確保できる自治体と違い、当県は評価調査者の人数が少ないので、専門分野や経験年数でグループ化して研修を行うのは難しい状況です。

費用面でも継続研修というのは原則、受講者の方に負担してもらっておりますので、受講人数が少なければ受講単価が上がることとなります。更新時研修は基本的には義務ですから、費用負担についても、考慮しなければならないと考えます。

今までの経過や研修アンケートの内容等を総合的に勘案して、今後の研修方法については検討していきたいと思っております。

○中島委員長 岡田委員さんは研修を担当している当事者で、答えるのは難しいとは思いますが、いかがでしょうか。

○岡田副委員長 資料116ページにプログラムをまとめていただいて、受講者の満足度が出ていますけ

れど、私は、まだ評価経験のない方が多いときからずっと「要は質問をするのか」とか、「インタビューのときの留意点は何か」というところを繰り返し伝えてきました。今年度は件数がかなり増えているということから、振り返りの継続研修で良いのではないかと考えました。今後はもっと専門性を高めていくような研修内容を検討する時期に差しかかったのではないかと思います。

更新時研修ですが、過去3年間の評価件数が10件未満じゃない人以外は出られないわけではないので、初歩的なところを学ぶ機会として更新時研修を行い、継続研修と棲み分けをするためにも、継続研修は専門性をもう少し高めるような内容のほうが良いのではないかと考えます。

○事務局 平成31年度の研修については、救護施設の評価基準が策定されことも含めて、継続研修の内容や方法について、次回の委員会までに検討したいと思います。

○中島委員長 そのほか、いかがでしょうか。何かご意見はございますか、よろしいですか。ないようであれば、会議事項(6)「長野県福祉サービス第三者評価調査者継続研修の結果について」は、報告を認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中島委員長 認められたことといたします。

4 その他(連絡事項)

○中島委員長 次に4、その他について事務局から連絡事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○中島委員長 以上で、本日の議題は全て終了ということになります。振り返ってもし何かご意見等があれば受けませんが、ないようであれば、これで議事を終了といたします。

5 閉 会